

**令和6年度
上田市文化支援事業 募集要項
【二次募集】**

【募集期間】

令和6年6月3日(月)から令和6年7月16日(火)まで(消印有効)

【申請書類提出先・お問い合わせ先】

上田市 文化政策課

〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市役所本庁舎4階

電話:0268-75-2005 FAX:0268-22-4131

メール:bunka@city.ueda.nagano.jp

上田市文化支援事業 募集要項

以下の内容についてよくお読みいただき、御不明な点はお問い合わせください。

1 上田市文化支援事業とは

上田市文化支援事業では、市民の皆さんが企画開催するコンサートやライブ、講演会、展覧会などを公募し、3回をめぐりとして支援を行います。市民の皆さんの主催する文化事業の開催を促進し、自立した事業を行えるよう支援することにより、市民ニーズに即した多彩な文化事業の開催など、市民の皆さん自身による地域の文化芸術の振興を目的としています。

2 事業の条件

- ・ 令和6年8月16日から令和7年2月28日の間に上田市内で開催する事業。（実績報告等の手続きについては、事業終了後、1ヵ月以内に完了すること）
- ・ 文化芸術の振興または普及に主眼が置かれた事業
- ・ プロのアーティストなどを招いて開催する鑑賞事業であること。（自らの団体の発表を主たる目的とする事業は支援の対象となりません）
- ・ 上田市全域の市民を対象として広報活動を積極的に行うこと。（会員・関係者のみでなく一般の方が鑑賞できるよう積極的に広報しない場合は支援の対象となりません）
- ・ 営利・政治的・宗教的活動を目的とした事業でないこと。
- ・ 同一年度に上田市の他の制度による補助実績または見込のない事業。

3 団体の条件

- ・ 営利団体でなく、民間の団体であり、公益法人や市民による実行委員会など。
- ・ 上田市内に拠点がある団体。
- ・ 主催団体として最後まで責任を持って運営でき、進捗管理や事業に関する問い合わせへの対応ができる体制が確保されている団体。

※次に掲げる団体は応募することができません。

- ・ 暴力団（上田市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に該当する団体）
- ・ 団体の構成員に暴力団員（条例第2条第2号）、暴力団関係者（条例第6条第1項）に該当する者がいる団体

4 支援内容

（1）補助金の交付

事業開催に係る経費の一部を助成します。ただし、令和6年度以外の経費は助成の対象となりません。（詳細は下記5を御覧ください）

（2）周知の協力、物品の貸与等

- ・ 広報うえだへの記事掲載協力（紙面の状況により掲載されない場合もあります）
- ・ 上田市文化支援事業ホームページへの掲載
- ・ 市内公共施設での周知の協力
- ・ 上田市所有物品の貸与（業務に支障のない範囲）

5 補助金について

原則として同一の団体（※1）への補助は3回とし、その期間で自立した事業運営を行えるよう努力してください。補助額は、総事業費（補助対象経費）から入場料収入を差し引いた額の50%を上限とし、文化支援事業予算の範囲内で交付します。支援が3回を過ぎる場合には、事業の実績、自立性、発展性などから判断し、補助額を総事業費（補助対象経費）の10%を上限とし、文化支援事業予算の範囲内で交付します。ただし、全体の予算には限りがありますので、新規・3回以内の団体への交付を優先します。

補助金の確定と支払いは事業の終了後、決算書を審査した後になります。

事業終了後、1ヵ月以内に実績報告書等を提出されない場合（やむを得ない理由がある場合を除く）は、補助金交付決定の取消しを行うことがありますので十分御注意ください。

<補助の対象とならない経費>

- （1）食糧費
- （2）交際費
- （3）事務局経費（事務局職員に対する人件費、事務局の家賃・光熱水費・電話代等）
- （4）主催団体の構成員に対する人件費、謝礼
- （5）その他、助成する必要が認められない経費

<補助金算出の基礎>（※2）

- 3回以内の団体
〈総事業費〉－〈補助対象外経費〉－〈チケット収入〉の50%が上限
- 3回を過ぎた団体
〈総事業費〉－〈補助対象外経費〉－〈チケット収入〉の50%が上限
かつ
〈総事業費〉－〈補助対象外経費〉の10%が上限

（※1）同一の団体とは、「団体の設立目的や事業内容等が類似し、過去に補助した団体の構成員の3分の1以上が新たに申請しようとしている団体の構成員となっている団体」や「消滅した団体の権利義務や有形無形の財産を承継した団体」など、市民が見て同一と認められるものを含みます。

（※2）収入（協賛金を含む）と補助金の合計額が総事業費を超える場合には、総事業費を超えない額を補助金の上限とします。

6 上田市の後援について

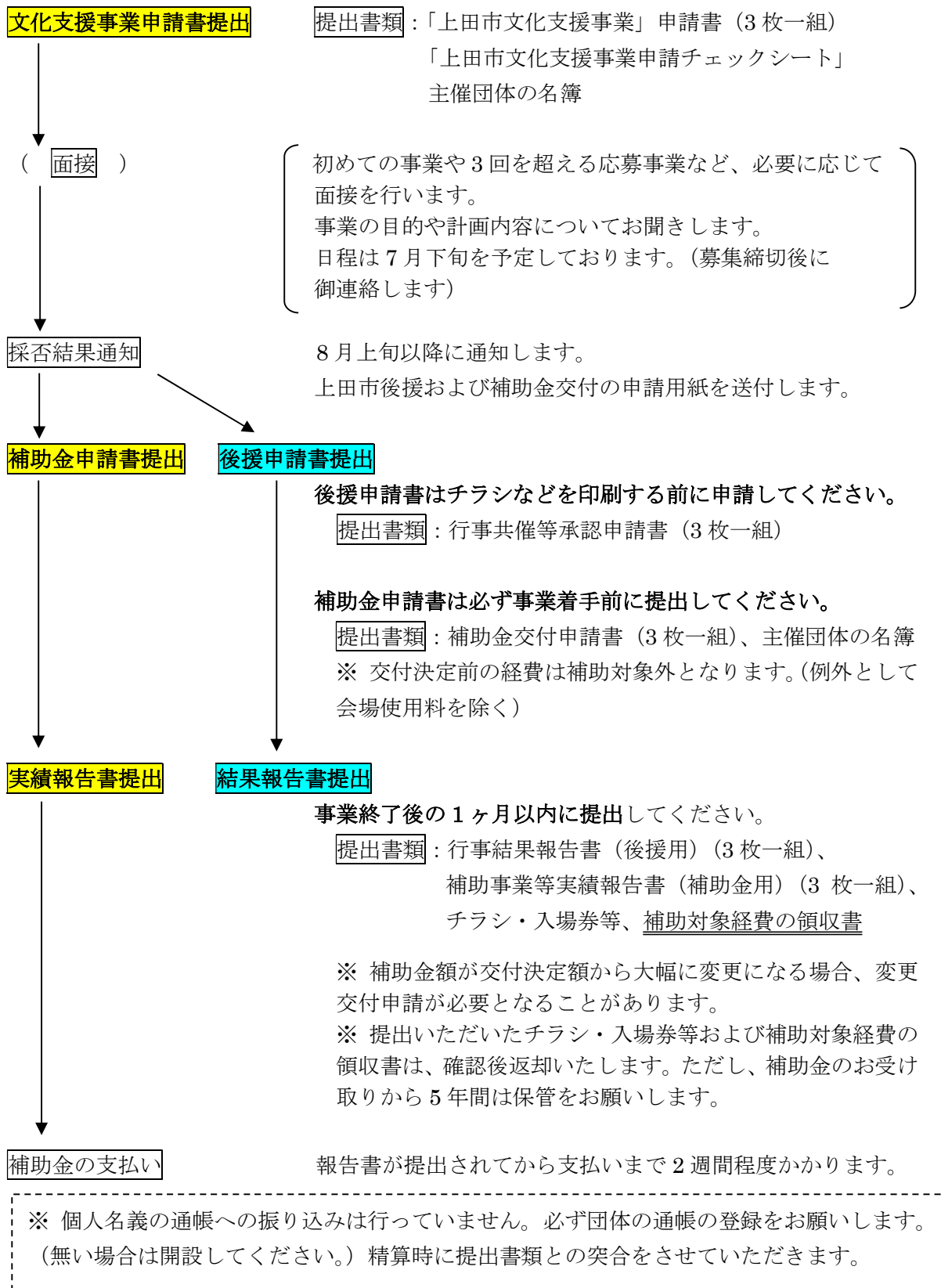
上田市文化支援事業に採択された事業については、別途の申請により、上田市が後援いたします。

7 提出書類

- ・ 令和6年度「上田市文化支援事業」申請書（3枚一組）
- ・ 「上田市文化支援事業申請チェックシート」
- ・ 主催団体の名簿

【申請後の流れ】

申請書を提出していただいた後の流れは、以下のようになります。



★事業の趣旨を御理解いただき、補助金の適正な活用をお願いいたします。